

放置自転車とその対策

36期生

I テーマ設定の理由

通学中によく、放置自転車を見かけるのであるが、そのために通行困難な場所がいくつかある。それに対して、市はどのような対策をとっているのか、またその効果はどうか、などを調べ、今後の対策を検討してみようと思う。

II 研究方法

1. 対象区域である近鉄山本駅南側の放置自転車台数調べ
 - (1) 放置抑制区域指定日以後の放置自転車台数の推移
 - (2) 1日の時間帯による放置自転車の推移（通勤、通学用と買い物客用との実態）
2. 放置自転車に対する対策を調べる
 - (1) 市のよびかけ、対策
 - (2) 商店の対策
3. 今後の対策を八尾市にうかがう

III 研究結果

1. 放置自転車に対する市の対策
 - (1) まず抑制区域の路上放置台数を少なくするために、市は駅の付近に三カ所（対象区域内では二カ所）の駐輪場を設置しました。



これは線路ぞいに作られた駐輪場で162台収容可能です。料金は1回百円で無人化されています。



この駐輪場も有料で料金は同じですが、定期があります。二階建てで有人化されています。

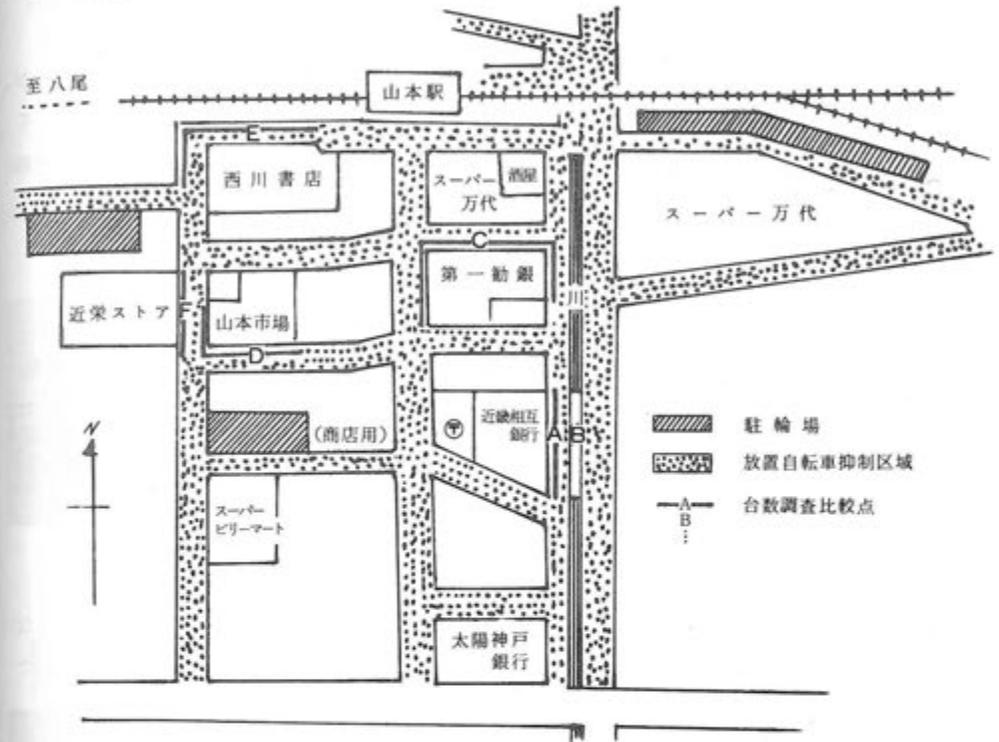
- (2) 次に山本駅周辺を放置自転車抑制区域に指定し、多くのちらしを配って自転車を放置しないよう、よびかけました。



この付近は、「八尾市放置自転車の防止に関する条例」に定める放置抑制区域です。
 ●道路は自転車専用ではありません。自転車やバイク等を放置しないでください。
 ●毎朝5分の早起きをして、駅まで歩く方は歩きましょう！
 ●自転車駐輪場を利用しましょう！
 放置自転車対策連絡協議会・八尾警察署・八尾市
 この札を道路や水路等にすてないでください。(条例第15条第5項)

左記のちらしは放置自転車のハンドルにつけられたもの。
 日毎に色を変えました。

2. 抑制区域指定日以後の放置自転車台数の推移



	A	B	C	D	E	F	その他	合計
5月24日	138	76	131	38	120	0	165	668
6月8日※	18	68	159	58	144	0	128	555
7月28日※	10	13	106	83	135	0	248	595
8月6日	19	19	139	71	154	0	243	645

※印をつけた日は八尾市が呼びかけを行った日

考察

- イ 近畿相互銀行の東側と駐輪場の駐輪台数が減った。
- ロ 山本市場周辺の放置台数が増えているのに、となりの近栄ストア前には、ほとんど自転車が置かれていない。
- ハ 山本市場北通りにも、ほとんど置かれていない。

- ニ 西川書店前の道路には多数の自転車がおかれていたが、店の前にはほとんどおかれていない。
- ホ 第一勧銀のまわりにはよくおかれるが東側の道路を少し北にいくとほとんどおかれていない。

◎次になぜこの様におかれる所とおかれぬ所があるか調べてみた

3. 商店対策

(1) 近畿相互銀行東側



一時関係者の呼びかけにより放置自転車台数が急に減ったが、また増えてきた。そのため、近畿相互銀行ではプランターを道路ぎわに横ならべできっちりと置いて、ウィンドウと道路の間に自転車を置けないようにした。

(2) 近畿相互銀行駐輪場

一時70台を超える自転車が置かれていたが、このごろ15台程になった。これはなぜかと調べてみた所、朝夕にはくさをかけ自転車の出入りが不可能にしていた。そのため通勤通学用の自転車はそこに置けなくなった。この対策は他にも見られるようになった。



(3) 近栄ストアー



連日60台を超える自転車がとめられる山本市場の横にありながら自転車がほとんど置かれぬ近栄ストアーを調べてみた所次のような事が分かった。
←ゲームコーナーが道路ぎわまである。



植木ばちにうえられている植→物がさくがわりになっている

(4) 山本市場北通り



山本市場南通りが80台を超えるというのに駅に近い北側はほとんど自転車はおかれていません。そこで調べてみた所次のような事が分かった。



こちらはコンクリートの段→と鉄のさくによって放置自転車を防いでいる。

商品の積みあげで自転車の放置を防いでいる。商品の宣伝にもなりまさに一石二鳥である。

(5) 西川書店前



西川書店前の道路が60台を超える放置台数があり、かなりこみいつているのに対して、店の前はがらがらです。それは看板が障害物となっているからです。看板も並べ方によって、放置自転車の対策となるようです。

(6) 酒屋東側道路

この南側は80台を超える放置台数があるのに比べここでは放置自転車をみかけません。それはこの道が細い事もありますが、それに加えて自動販売機や、積みあげたお酒などが障害物になっていることがあげられるでしょう。

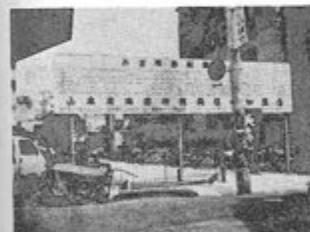


上記のような方法で放置自転車に対して自衛する商店がふえてきています。

4. 時間帯による放置自転車台数の推移

時 間	A.M 6:30	A.M 9:00	A.M 11:00	P.M 4:30
放置台数	87	331	700	741

この6:30を前日からの繰り越し放置、9:00のものは通勤用、11:00と4:30のものは買い物客をふくんだものとする。そうすると買い物客の放置台数は約400台という事になる。それを緩和化するために商店街が結合して写真のような駐輪場を作りました。この駐輪場の収容台数はきっちり並べたとして300台ほど入りません。しかし実際は50~70台ぐらしか置かれていません。



考 察

このようにここの駐輪場に置かれる自転車が少ないのは、自転車の特性である。手がるに利用できる。かさばらないのでどこにでも止められる

というのを十分理解せずに駐輪場を作ったからだと考えられる。だから買い物客が利用する駐輪場を作りたいのなら自転車の特性をよく考えなくてはならない。

5. 今後の対策

(1) 八尾市交通対策課にて……

今年中に山本駅周辺を八尾駅、久宝寺駅、恩智駅(いずれも近鉄)について禁止区域にして対策を強化したいとおっしゃっていました。また前の三駅での著しい効果があったことも示していただきました。

(2) 次に著しい効果のあった三駅周辺の条例施行での推移を追ってみたい。

〔駐車禁止区域を設ける〕

八尾市は、自転車駐輪場の整備を進めるとともに昭和56年9月1日に、「放置自転車の防止に関する条例」を施行しました。この八尾市の条例は、放置自転車を目的とした条例としては全国でもっとも厳しいものと言われていますがその理由は

- イ．自転車の放置によって市民の良好な生活環境が著しく阻害されている場所について放置禁止区域に指定し
- ロ．放置禁止区域内の放置自転車を移動保管するとともに
- ハ．移動、保管した自転車を返す時に移動費（600円）と保管費（10日以内は無料それ以降は1日40円、最高3000円）を徴収することにしたためです。

また市は条例の内容について広報活動を活発に行いました。その結果条例を施行し、放置禁止区内の自転車を移動したり、移動や保管の費用を徴収したりすることについての市民の苦性はあまりなかったようです。

〔急減した放置自転車〕

条例の施行によって放置禁止区内に駐車する自転車はめっきり少なくなりました。例えば近鉄八尾駅の放置禁止区域内に放置された自転車台数をみると昨年6月1日には一千二百台もありましたが条例施行の9月1日には二百台に減りました。しかも放置禁止区域周辺に放置された自転車はほとんど増えていません。これは従来は十分利用されていなかった有料駐輪場を利用する人が多くなったことや、市の呼びかけに応じて近距離利用者が自転車を自粛するようになったとみとめられています。放置禁止区域は八尾・恩智・久宝寺の三駅の周辺に設けられているがこれらの駅の周辺の放置自転車台数は条例施行後、半年たってもあまり増えておらず、条例施行前の十分の一に減っています。

VI まとめ

八尾市は山本駅周辺を抑制区域から禁止区域へと対策の強化を図ろうとしていますが、それがスムーズに行れるには

1. 駐輪場の整備
2. 自転車利用者の意識の変革が必要である
 - 自転車利用者の急増
 - 駐輪場用地の確保難と市の財政負担の増大
 - 放置自転車による生活環境悪化
 - 駐輪場の有料化や条例による規制に正しい理解をしなくてはならない

現状を知る

その後

11月1日に山本駅周辺が禁止区域となり、著しい効果をあげています。